

## 船舶事故調査報告書

平成30年12月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月2日 12時40分ごろ
発生場所	長崎県松浦市鷹島北方沖 <small>ひぜんむくしま</small> 肥前向島灯台から真方位232° 1,300m付近 （概位 北緯33° 28.9′ 東経129° 45.9′）
事故の概要	漁船長栄丸は、北西進中、また、プレジャーボートジュリアンは、漂泊中、両船が衝突した。 ジュリアンは、船長が負傷し、右舷船首部の破損等を生じ、また、長栄丸は、右舷船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成30年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 長栄丸、4.9トン SA3-23973（漁船登録番号）、個人所有 11.98m(Lr)×2.78m×0.85m、FRP ディーゼル機関、235.40kW、平成3年7月23日 第290-39125号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ジュリアン、5トン未満 290-40469佐賀、個人所有 6.88m(Lr)×2.36m×1.22m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成4年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月3日 免許証交付日 平成27年10月6日 （平成33年7月3日まで有効） B 船長B 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年9月3日 免許証交付日 平成28年10月4日 （平成34年8月14日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 B 右舷船首部に破損、右舷船首部外板に擦過傷、船首部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南東流、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いさき一本釣り漁の目的で、平成30年6月2日12時00分ごろ佐賀県唐津市馬渡島南南西方沖の漁場に向けて同市高串漁港を出港し、宮崎出シ灯浮標沖を通過した後、鷹島東方の日比水道に入った。</p> <p>船長Aは、鷹島東岸沿いに約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により航行を続け、肥前宮崎灯台北西方沖500m付近で釣り竿の錘を付け換える目的で約65gの錘を探すこととし、船首方を見て進行方向に他船はいないと思い、後部甲板両舷の‘ブルワークの内側に設けられた物入れ’（以下「ブルワーク物入れ」という。）の中を探し始めた。</p> <p>船長Aは、鷹島の宇毛岩鼻東方沖で、自動操舵として日比水道北曾根灯浮標と唐津市向島の間船首を向けて約15knの速力で北西進し、後部甲板のブルワーク物入れの中に目的の錘が見つからなかったため、前部甲板のブルワーク物入れの中を探すこととし、前部甲板に移動した。</p> <p>船長Aは、前部甲板の左舷側、続いて右舷側のブルワーク物入れの中を中腰で前かがみになって錘を探すことに集中していたところ、12時40分ごろドーンという音を聞いて船首方を見たところB船を認め、A船とB船とが衝突したことが分かった。</p> <p>A船は、B船の左舷側に着け、B船の負傷者の有無、船体の損傷状況等を確認し、A船の右舷船尾たつとB船の左舷船尾クリートを係留索でつないだ。</p> <p>船長Aは、118番通報を行い、自身が所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、釣りの目的で、08時00分ごろ鷹島北方の釣り場に向け、係留場所である伊万里港の船だまりを出発した。</p> <p>B船は、08時30分ごろ鷹島北方沖に到着し、機関を停止して右舷船尾からパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入し、潮流に流されては機関を始動して釣り場の移動を繰り返した。</p> <p>B船は、12時00分過ぎ、向島寄りに移動して機関を停止し、船首を南東方に向け、右舷船尾からシーアンカーを投入し、船長がシーアンカーを避けて右舷船尾から斜めに竿を出して立ち、同乗者Bが左</p>

	<p>舷船尾から船尾方に竿を出してそれぞれ釣りを行った。</p> <p>船長Bは、いつものように釣りをしながら周囲を見たり、また、時々操縦席まで移動して周囲を見たりしていた。</p> <p>船長Bは、魚の当たりがなかったので釣りを中断して操縦席の方に移動し、付近にプレジャーボートがいないかと船首方を見たが他船は見当たらず、船尾に戻って釣りを再開したところ魚がかかった。</p> <p>船長Bは、魚を釣り上げていると同乗者Bの「あー」という声が聞こえたので同乗者Bの方を見たところ、同乗者Bが「あーっ」と再度声を上げたので振り返って船首方を見ると、A船の船首がB船の右舷船首至近に迫っていたが、何をする間もなく、衝撃を受けると同時に操縦席付近に前のめりに転倒した。</p> <p>B船は、A船がB船の左舷側に移動して来た後、船長Bが、118番通報を行い、海上保安庁の調査後、自力で航行して係留場所に戻った。</p> <p>船長Bは、後日、病院で右下腿打撲及び挫創と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船前部甲板のブルワーク物入れ、写真2 B船損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、ふだんいか釣り漁を行っており、同漁に行く際は高串漁港を14時30分ごろ出港していたが、本事故当日、日比水道北口付近には、いつも航行する時間と比べてプレジャーボートや航行する漁船が少ないと感じていた。</p> <p>船長Aは、4か所のブルワーク物入れのいずれかに収納している錘を探す際、それぞれ身体の正面となる舷側方向は見たものの、船首方を見ていなかった。</p> <p>船長Bは、操縦席の方に移動して船首方を見た際に他船が見当たらなかったため、釣りを再開して魚を釣り上げている間にA船が接近して来たのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>同乗者Bは、衝突直前、操縦区画の船尾左舷側に設けられた手摺りを握っていたので、負傷しなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鷹島北方沖を北西進中、船長Aが、進行方向に他船はいないと思い、ブルワーク物入れの中に収納している錘を探すことに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かず航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鷹島北方沖において船首を南東方に向けて漂泊中、船長Bが、釣りに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、</p>

	B船に向かって来るA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、鷹島北方沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、進行方向に他船はいないと思い、ブルワーク物入れの中に収納している錘を探すことに注意を向け、また、船長Bが、釣りに意識を向け、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中は見張りに集中し、周囲の状況を絶えず確認すること。</li> <li>・ 自船に接近する他の船舶との衝突を避けられるよう、漂流中においても、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

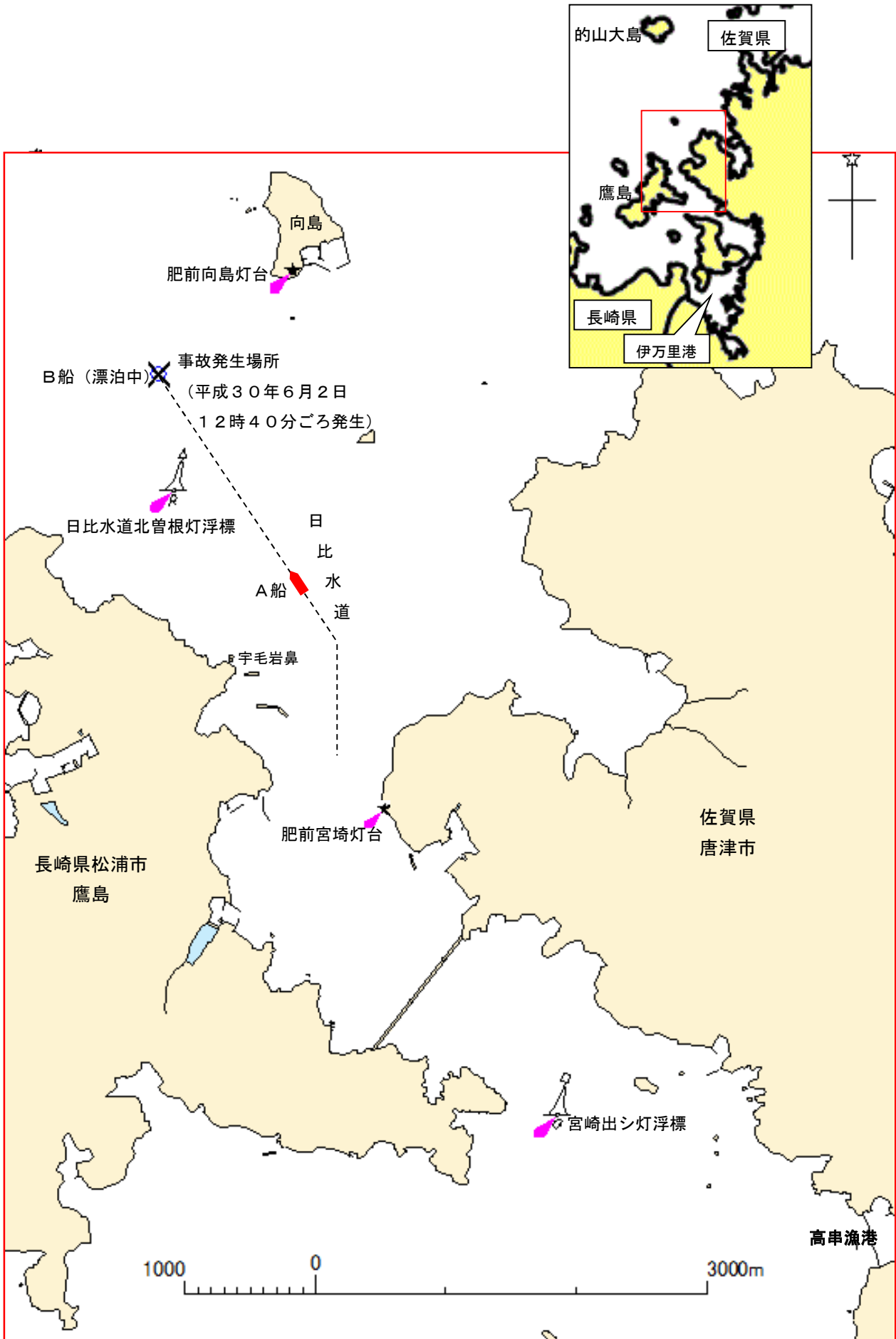


写真1 A船前部甲板のブルワーク物入れ

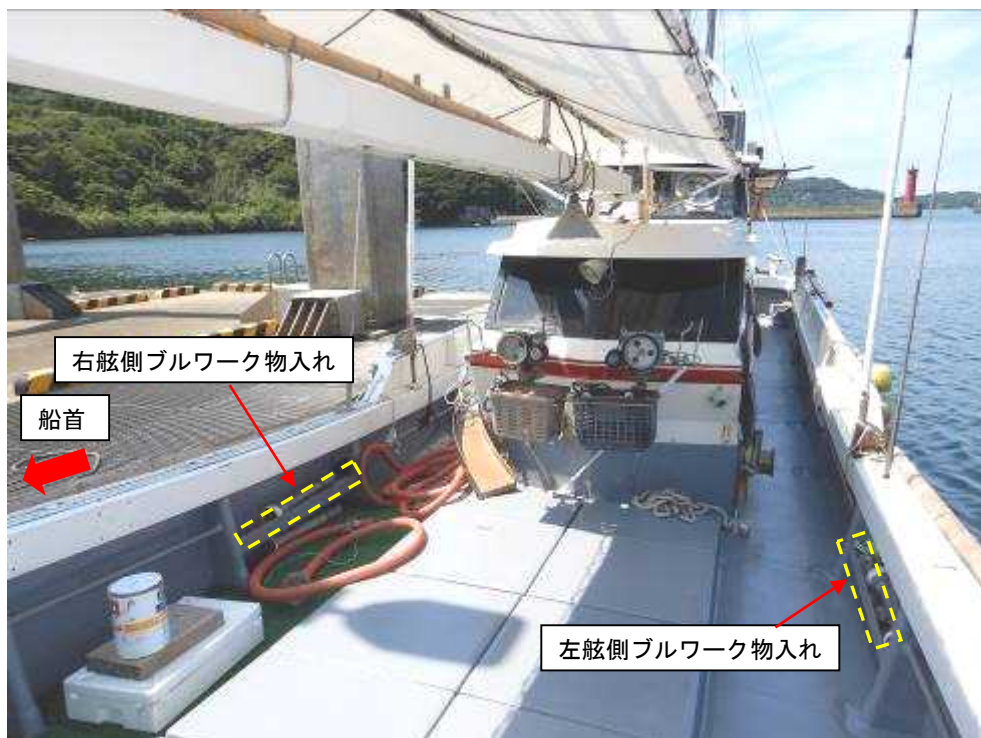


写真2 B船損傷状況

